

第2章 環境学習の現状

1 国の現状

国は、平成15年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成15年法律第130号)」を成立させ、平成15年10月に一部施行しました。平成16年9月には「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」を閣議決定し、同年の「人材認定等事業に係る登録に関する省令」の公布を経て、同年の10月に同法を完全施行しました。この法律には、国民各界各層の環境保全に関する理解を深めるための環境教育・環境学習の推進、環境保全活動に取り組む意欲を高め、いくための体験機会や情報の提供等の措置が盛り込まれています。基本方針には、これらを推進するに当たっての基本的な考え方、具体的な施策が定められています。さらに、これらの法律等の整備を受け、平成16年10月には、環境保全活動や環境教育の現場における指導者不足、教育現場と環境教育指導者のマッチング欠如等の課題に対応するための人材認定等事業の事業登録制度の運用を開始しました。

2 東京都の現状

東京都は、平成4年5月に環境学習を推進するに当たっての基本的考え方、施策の方向等を示すことにより、環境学習に関連する事業を実施する際の指針となる「東京都環境学習基本方針」を策定し、『一人ひとりの人間が、人間と環境とのかかわりについて、理解と認識を深め、環境に配慮した行動が取れるようにする』ことを基本理念とし、さらに、平成5年10月に東京都における環境学習に関連する施策をより総合的、計画的、効果的に推進するために「東京都環境学習事業計画」を策定し、その推進を図ってきました。

しかし、地球温暖化問題をはじめ、グローバル化した環境問題への対応には、一人ひとりの認識と取組がさらに重要性を増してきています。そのため、東京都は、環境学習基本方針の内容の見直しを図り、一人ひとりが地球人としての行動様式を身につけることができるよう教育内容の再構築を検討しています。

3 西東京市の現状

西東京市は、平成14年4月に「西東京市環境基本条例(平成14年西東京市条例第8号)」を施行し、『市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐ』こと等を基本理念とし、環境学習の推進と環境情報の収集・提供についての措置を明文化しています。さらにこの条例に基づき、平成16年3月に「西東京市環境基本計画」を策定し、環境情報の交流、環境学習の推進、環境保全活動への支援、パートナーシップの推進などについて、各主体が取り組むべき基本

的な考え方を示しています。